

【 資料1-1 】

高規格堤防の見直しに関する検討会の設置について

高規格堤防の見直しに関する検討会

1. 趣旨

高規格堤防については、従来、まちづくり事業等と調整を図り共同で整備を行ってきたが、整備に多大な時間と費用を要する等の観点で、高規格堤防の見直しを強く求められているところである。

そこで、学識者からなる検討会を設置し、首都圏、近畿圏の堤防整備のあり方の検討や高規格堤防の整備区間、コスト縮減策、投資効率性の確認手法等について検討を行い、高規格堤防の見直しを行うものである。

2. 位置づけ

本検討会は、行政運営上の参考に資するため、河川局長が委員を委嘱した上で、委員の参集を求め開催するものである。

3. 検討会の委員

別添のとおり。

4. 検討会で行う主な検討内容

- (1) 首都圏、近畿圏の堤防整備のあり方の検討
- (2) 高規格堤防整備区間の検討
- (3) コスト縮減策の検討
- (4) 投資効率性の確認手法の検討

5. スケジュール

2月下旬から7月下旬を目途に、検討会において検討し、その結果を取りまとめる。

[スケジュール案]

- ・ 2月18日（金） : 第1回検討会
- ・ 4月頃 : 第2回検討会
- ・ 6月頃 : 第3回検討会
- ・ 7月頃 : 第4回検討会（とりまとめ）

「高規格堤防の見直しに関する検討会」規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「高規格堤防の見直しに関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 首都圏、近畿圏の堤防整備のあり方の検討や高規格堤防の整備区間、コスト削減策、投資効率性の確認手法等について検討を行い、高規格堤防の見直しに関する事項について審議・検討を行うことを目的とする。

（委員の任命）

第3条 委員は、学識経験者のある者から、河川局長が任命する。

（会議）

第4条 会議には座長をおき、会議に属する委員のうちから、河川局長が指名する。

2 座長は、議長として会議の議事を整理する。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

4 会議は原則として非公開で開催する。

5 会議配布資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

6 会議における議事要旨については、会議後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。

（事務局）

第5条 会議の事務局は、河川局治水課に置く。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

この会議は、平成23年〇〇月〇〇日から施行する。